



2006年5月1日

各 位

会社名 岡谷鋼機株式会社  
代表者 取締役社長 岡谷篤一  
コード番号 7485 (名証第一部)  
問合せ先 企画部長 稲生 豊  
TEL (052)204-8133

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2006年4月24日開催の取締役会において、2006年5月25日開催予定の第70期定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

#### 1. 変更の理由

「会社法」（平成17年法律第86号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 従来、明文化されていなかった「単元未満株主の権利」について、認められている権利を明文化するために、必要な規定を新設するものであります。（変更案第9条）
- (2) 株主の皆様の利便性を高めるため、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供についての規定を新設するものであります。（変更案第17条）
- (3) 取締役の解任要件が特別決議から普通決議に改められたことに伴い、解任要件を従来どおり特別決議の要件にすべく、規定を新設するものであります。（変更案第20条）
- (4) 取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、取締役および監査役の責任を会社法で定める範囲内で免除できる旨を定めるとともに、社外監査役については独立性の高い有用な人材を迎えるよう責任を予め限定する契約を締結できる旨を定めるものであります。（変更案第27条、第34条）
- (5) 会計監査人が期待される役割を十分に発揮することができるよう責任を予め限定する契約を締結できる旨を定めるものであります。（変更案第37条）
- (6) 定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。
- (7) 商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。
- (8) 「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号）により、会社法の施行に伴って定款に定めたものとみなされた事項につきましても、条文の新設、変更、所要の文言の整備等をあわせて行うものであります。
- (9) 上記変更に伴い、条数の繰り下げ等を行うものであります。

#### 2. 変更予定日

2006年5月25日

#### 3. 変更の内容

現行定款と変更案は、別紙のとおりであります。

以上

別紙

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款  | 変 更 案  |
|--|--|
| 第1章 総 則<br>(本 店)<br>第3条 (条文省略)<br><br>(新 設)  | 第1章 総 則<br>(本店の所在地)<br>第3条 (現行どおり)<br>(機 関)<br>第4条 当会社は、株主総会および取締役<br>のほか、次の機関を置く。<br>(1)取締役会<br>(2)監査役<br>(3)監査役会<br>(4)会計監査人 |
| (公告の方法)<br>第4条 (条文省略)  | (公告方法)<br>第5条 (現行どおり)  |
| 第2章 株 式<br>(株式の総数)<br>第5条 当会社の発行する株式の総数は、<br>178,065,000株とする。ただし、株<br>式の消却が行われた場合には、これ<br>に相当する株式数を減ずる。<br><br>(新 設) | 第2章 株 式<br>(発行可能株式総数および株券の発行)<br>第6条 当会社の発行可能株式総数は、<br>177,856,000株とする。  |
| (自己株式の取得)<br>第6条 当会社は、商法第211条ノ3第1<br>項第2号の規定により、取締役会の<br>決議をもって自己株式を買い受け<br>ることができる。                                 | 2. 当会社は、株式に係る株券を発行<br>する。<br>(自己の株式の取得)<br>第7条 当会社は、会社法第165条第2項<br>の規定により、取締役会の決議によ<br>って自己の株式を取得するこ<br>ができる。                  |

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款   | 変 更 案   |
|---|---|
| (1 単元の株式の数)   | (単元株式数および単元未満株券の不発行)  |
| 第7条 当会社の <u>1 単元の株式の数は、500株とする。</u><br>(新 設)                    | 第8条 当会社の <u>単元株式数は、500株とする。</u><br>2. <u>当会社は、第6条第2項の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。</u><br>(削 除)   |
| (単元未満株券の不発行)  | (単元未満株式についての権利)   |
| 第8条 当会社は、1 単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。<br>(新 設) | 第9条 当会社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利行使することができない。<br>(1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利<br>(2)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利<br>(株主名簿管理人)                                  |
| (名義書換代理人)   | 第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。<br>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。<br>3. 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、名義書換、単元未満株式の買取り、株券喪失に係る手続き等の株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当会社においてはこれを取り扱わない。 |

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款   | 変 更 案   |
|---|---|
| (株式取扱規程)<br>第10条 当会社の <u>株券の種類、株式の名義書換、単元未満株式の買取り、株券喪失に係る手続きおよびその他株式に関する取扱いは、この定款に定めるもののほか、取締役会で定める株式取扱規程による。</u> | (株式取扱規程)<br>第11条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令、または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。  |
| (基準日)<br>第11条 当会社は、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利行使すべき株主とする。                | (削除)  |
| 2. 前項のほか、本定款に定めのある場合を除き、必要があるときはあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。  | (削除)  |
| 第3章 株主総会<br>(総会の招集)<br>第12条 定時株主総会は毎決算期の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要あるとき隨時招集する。  | 第3章 株主総会<br>(株主総会の招集)<br>第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時招集する。<br>(定時株主総会の基準日)<br>第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年2月末日とする。<br>(招集権者および議長)<br>第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。<br>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。 |
| (新設)<br><br>(総会の議長)<br>第13条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。なお、取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。                |   |

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款   | 変 更 案  |
|---|--|
| <p>(普通決議)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。</p> <p>2. 商法第343条に定める特別決議については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の3分の2以上で行う。</p> | <p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> |
| <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の場合、株主または代理人は、代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p>                        | <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>   |
| (新 設)   | <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>        |

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款  | 変 更 案  |
|--|--|
| <p>第4章 取締役および取締役会<br/>(取締役の員数および選任)</p> <p>第16条 (条文省略)</p> <p>2. 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>3. 取締役の選任決議については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数で行う。</p> <p>4. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(新 設)</p> | <p>第4章 取締役および取締役会<br/>(員数)</p> <p>第18条 (現行どおり)<br/>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(解任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において解任する。</p> <p>2. 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時をもって満了する。</p> <p>2. 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期が満了すべき時までとする。</p> |

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款  | 変 更 案  |
|--|--|
| (役付取締役)<br>第18条 取締役会の決議 <u>をもって</u> 、取締役<br>会長 <u>1名</u> 、取締役社長1名、取締役<br>副社長2名および専務取締役・常務<br>取締役各若干名を定めることができる。<br>(代表取締役)<br>第19条 (条文省略)<br>2. 前項のほか必要に応じ、取締役会<br>の決議 <u>をもって他の取締役を代表</u><br><u>取締役とする</u> ことができる。<br>(取締役会招集通知)<br>第20条 (条文省略)<br>(取締役会規程)<br>第21条 取締役会に関する事項は、本定款<br>のほか、取締役会 <u>の定める</u> 取締役会<br>規程による。<br>(相談役・参与・顧問)<br>第22条 取締役会の決議 <u>をもって</u> 、相談<br>役、参与および顧問を置くことができ<br>る。<br>(新設)<br>第5章 監査役および監査役会<br>(監査役の員数および選任)<br>第23条 (条文省略)<br>2. 監査役は、株主総会において選任<br>する。<br>3. 監査役の選任決議については、總<br>株主の議決権の3分の1以上を有<br>する株主が出席して、その議決権の<br>過半数で行う。 | (役付取締役)<br>第22条 取締役会は、 <u>その決議によって</u> 、<br>取締役会長、取締役社長各 <u>1名</u> 、取<br>締役副社長2名および専務取締役、<br>常務取締役各若干名を定めること<br>ができる。<br>(代表取締役)<br>第23条 (現行どおり)<br>2. 前項のほか必要に応じ、取締役会<br>は、 <u>その決議によって代表取締役を</u><br><u>選定</u> することができる。<br>(取締役会招集通知)<br>第24条 (現行どおり)<br>(取締役会規程)<br>第25条 取締役会に関する事項は、本定款<br>のほか、取締役会 <u>において定める</u> 取<br>締役会規程による。<br>(相談役・参与・顧問)<br>第26条 取締役会は、 <u>その決議によって</u> 、<br>相談役、参与および顧問を <u>定める</u> こ<br>とができる。<br>(取締役の責任免除)<br>第27条 当会社は、取締役(取締役であつ<br>た者を含む。)の会社法第423条第<br>1項の責任につき、善意でかつ重大<br>な過失がない場合は、取締役会の決<br>議によって、法令の定める限度額の<br>範囲内で、その責任を免除すること<br>ができる。<br>第5章 監査役および監査役会<br>(員数)<br>第28条 (現行どおり)<br>(削除)<br>(削除) |

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款   | 変 更 案   |
|---|---|
| <p>(新 設)</p> <p>(任 期)</p> <p>第24条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時をもって満了する。</p> <p>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、その退任した監査役の任期が満了すべき時までとする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第25条 監査役の互選により常勤の監査役を定める。</p> <p>(監査役会招集通知)</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第27条 監査役会に関する事項は、本定款のほか、監査役会の定める監査役会規程による。</p> | <p>(選任方法)</p> <p>第29条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任 期)</p> <p>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、その退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会招集通知)</p> <p>第32条 (現行どおり)</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第33条 監査役会に関する事項は、本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> |

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案   |
|---------|---|
| (新 設)   | <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第34条 当会社は、監査役（監査役であつた者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める責任限度額とする。</u></p>   |
| (新 設)   | <p><u>第6章 会計監査人</u></p> <p><u>(選任方法)</u></p> <p><u>第35条 会計監査人は、株主総会において選任する。</u></p> <p><u>(任期)</u></p> <p><u>第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会で再任されたものとする。</u></p> <p><u>(会計監査人の責任免除)</u></p> <p><u>第37条 当会社は、会計監査人との間で、当該会計監査人の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める責任限度額とする。</u></p> |
| (新 設)   |   |
|         |   |

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款   | 変 更 案  |
|---|--|
| <p><u>第6章 計 算</u><br/>(決算期)</p> <p>第28条 当会社の<u>決算期</u>は、毎年2月末日とする。</p> <p>(利益配当金)</p> <p>第29条 当会社の<u>利益配当金</u>は、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第30条 当会社は、取締役会の決議により、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(配当金等の除斥期間および利息)</p> <p>第31条 利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p> <p>2. 利益配当金および中間配当金には利息を付さない。</p> | <p><u>第7章 計 算</u><br/>(事業年度および決算期)</p> <p>第38条 当会社の<u>事業年度</u>は、毎年3月1日から翌年2月末日までの1年とし、事業年度末日を決算期とする。<br/>(剩余金の配当の基準日)</p> <p>第39条 当会社の<u>期末配当の基準日</u>は、毎年2月末日とする。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第40条 当会社は、取締役会の決議によつて、毎年8月31日を<u>基準日として中間配当をする</u>ことができる。</p> <p>(配当の除斥期間および利息)</p> <p>第41条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p> <p>2. 配当財産が金銭である場合には利息を付さない。</p> |